

(設置)

第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条の規定に基づき、隣保館を設置する。
(平13条例23・一部改正)

(名称及び位置)

第2条 隣保館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 結城市山川文化会館
(2) 位置 結城市大字今宿1, 172番地1

(事業)

第3条 結城市山川文化会館(以下「会館」という。)は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生活上の相談事業
(2) 地域福祉に関する事業
(3) その他会館の設置の目的を達成するため必要な事業

(職員)

第4条 会館に館長及びその他必要な職員を置く。

(使用の許可及び制限)

第5条 会館を使用するものは、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 秩序をみだすおそれがあるとき、又は管理上支障があると認められるとき。
(2) その他使用が適当でないと認められるとき。

(使用料)

第6条 会館の使用は、無料とする。ただし、目的外の使用の場合は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項ただし書の規定により納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰さない理由により使用することができなくなったとき。
(2) 使用前に使用を取り消し、又は許可を取り消されたとき。
(3) 使用変更に相当の理由があると認めたとき。

(使用料の減免)

第7条 公用又は公益事業のために使用するとき、又は市長が相当の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(使用者の義務)

第8条 使用者は、自己の責めに帰すべき事由によって、施設又は設備を損傷したときは、これを修理し、又は損害を賠償しなければならない。

(審議会)

第9条 会館を円滑に運営するため、市長の諮問機関として、結城市山川文化会館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の構成その他必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年9月1日から適用する。ただし、第6条の規定は、昭和57年10月1日から施行する。

付 則(平成元年3月24日条例第19号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

付 則(平成3年9月30日条例第33号)

この条例は、平成3年10月1日から施行する。

付 則(平成13年6月27日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第6条関係)

(平元条例19・全改、平3条例33・一部改正)

結城市山川文化会館使用料

種別	区分	自 午前9時 至 正午	自 午後1時 至 午後3時	自 午後3時 至 午後5時	自 午後6時 至 午後9時
会議室		2, 250円	1, 500円	1, 500円	4, 200円
和室		450円	300円	300円	900円
生活改善室		600円	400円	400円	1, 200円

備考

- 1 使用時間を超えるときは、超過時間ごとに、その区分の使用料額の時間割による額を増徴し、10円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入する。この場合超過時間の計算は、30分未満はこれを切り捨て、30分以上のときは1時間として取り扱う。
- 2 4月から10月までの期間、夜間使用の時間を1時間延長することができる。ただし、この場合の使用料は、時間使用料額に50パーセントを乗じた額を追徴する。